佐世保市地域活動用自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、佐世保市民の参加が見込まれる行事において、その参加者が心肺停止状態に陥った際の迅速な救命活動に備えるため、当該行事の主催団体の代表者に対して自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用ＡＥＤ）

第２条　この要綱の規定により貸出しを行うＡＥＤは、市長が貸出用ＡＥＤとして市内の各地区公民館に設置したものとする。

（対象者）

第３条　ＡＥＤの貸出対象者は、市内の団体（以下「各種団体等」という。）の代表者とする。

（貸出対象行事）

第４条　ＡＥＤの貸出しの対象となる行事は、各種団体等が開催するスポーツ行事、会合、講習会、イベント等（以下「各種行事等」という。）とする。

（貸出期間）

第５条　ＡＥＤの貸出期間は、各種行事等の開催期間及びその前後の期間とし、原則として７日以内とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が特に認めたときは、貸出期間を延長することができる。

２　貸出期間中にＡＥＤを使用した場合は、速やかに返却しなければならない。

（貸出しの申込み）

第６条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする各種団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日までに口頭、電話その他の方法により、貸出を希望する地区公民館又は市民生活課に貸出しの申込みをしなければならない。

（貸出しの決定）

第７条　市長は、前条の申込みを受けたときは、当該申込みの内容を審査し、貸出しの可否を通知するものとする。

（ＡＥＤの貸出し）

第８条　前条の規定により貸出しの承認を受けた申請者は、指定された地区公民館において、ＡＥＤ貸出申込書（様式第１号）を提出してＡＥＤの貸出しを受けるものとする。

（貸出料）

第９条　ＡＥＤの貸出料は、無料とする。

（費用負担）

第１０条　貸出期間中におけるＡＥＤの運搬及び維持管理等に要する費用は、貸出期間中に救命活動を実施したことにより傷病者に対して使用したＡＥＤの電極パッド及びバッテリーの交換に係る費用を除き、貸出しを受けた各種

団体等の代表者（以下「借受者」という。）が負担する。

（借受者の責務）

第１１条　借受者は、ＡＥＤを返還するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、ＡＥＤの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ＡＥＤは、取扱説明書によって適切に使用すること。

⑵　ＡＥＤを処分したり、目的以外に使用したりしないこと。

⑶　ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

（ＡＥＤの返却）

第１２条　借受者は、貸出期間の末日までに、第８条の規定により貸出しを受けた地区公民館にＡＥＤを返却し、職員の点検確認を受けるものとする。

２　借受者は、救命活動を行うため、借り受けたＡＥＤを使用した場合は、前項の返却と併せて、ＡＥＤ使用状況報告書（様式第２号）を提出しなければならない。

（亡失等による賠償責任）

第１３条　借受者は、故意又は過失によってＡＥＤを亡失又は破損させた場合は、ＡＥＤ亡失・破損報告書（様式第３号）により市長に報告するとともに、借受者の負担においてＡＥＤを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。ただし、不可抗力、その他相当の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（返還）

第１４条　市長は、次に掲げる事項に該当するときは、ＡＥＤの貸出期間中であっても、借受者からＡＥＤを返還させることができる。

⑴　借受者がこの要綱の規定に違反したとき。

⑵　市長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、ＡＥＤの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年９月１日から施行する。